

徳島県の土砂等の埋立て等の規制について

徳島県では、県民の健康を保護すると共に生活環境を保全するために徳島県生活環境保全条例で、**土砂等の埋立て等**が規制の対象となります。

徳島県



はじめに

平成 17 年 10 月 1 日から土砂等の埋立て等に対する規制が行われています
(徳島県生活環境保全条例(平成 17 年徳島県条例第 24 号))。

※ 県内で行われる土砂等の埋立て等が規制の対象となるため、土砂等が発生した場所が県内であるか県外であるかを、また、土砂等が発生した事業が公共事業であるか民間事業であるかを問いません。

【規制の概要】

- 全ての土砂等の埋立て等について、汚染された土砂等の使用禁止
- 全ての土砂等の埋立て等について、埋立てられた土砂等が、崩れ落ちたり、風で飛んだり、雨水で流れ出たりしないようにしなければなりません。
- 3,000 平方メートル以上の土砂等の埋立て等については、知事の許可が必要となります。

※ 土砂等とは

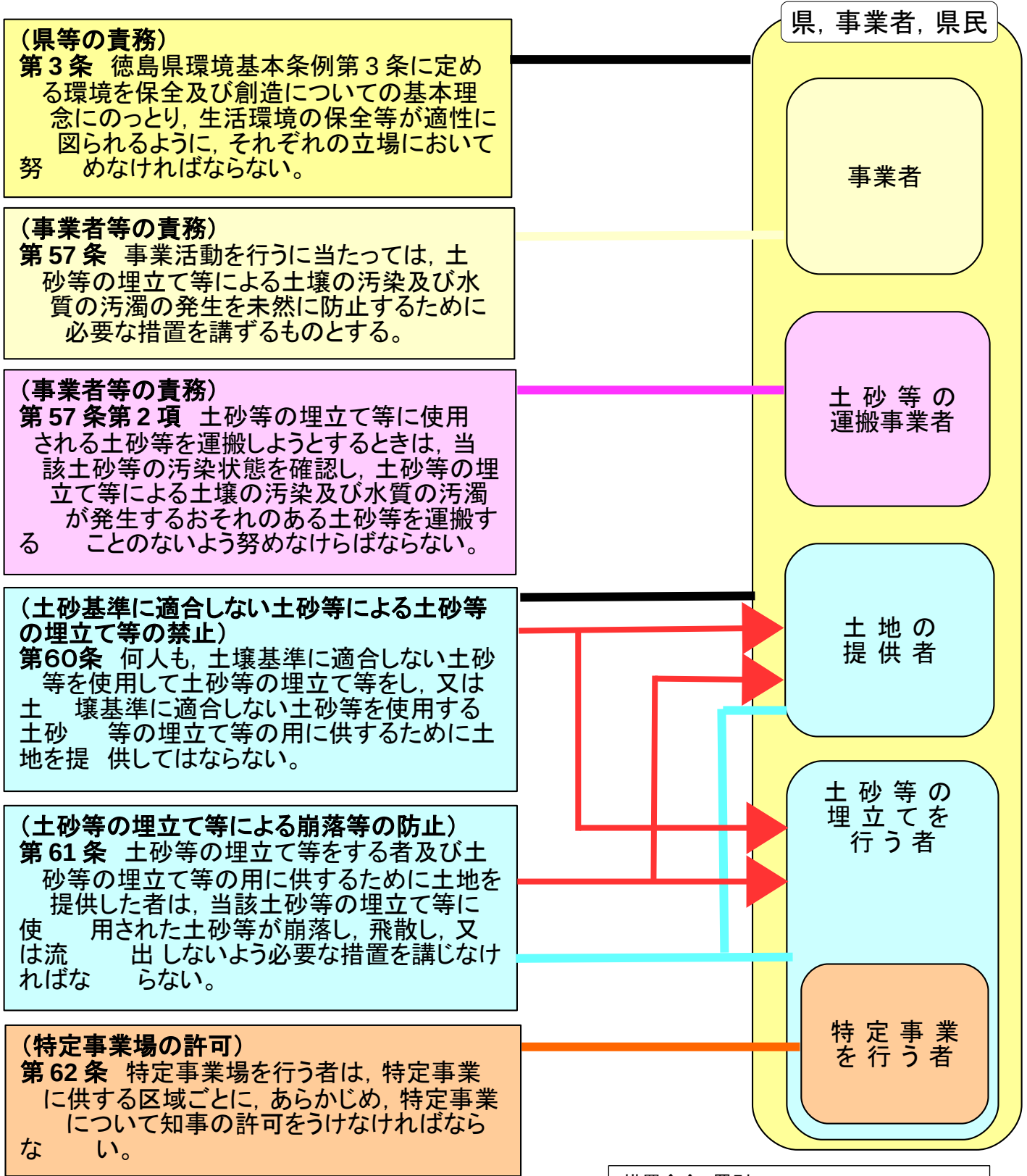
地表、地盤、海底等を掘削するなどして採取された土、砂、礫、砂利が集まったものをいい、岩石等が混入されたいも全体として土砂とみなされることができる場合には、条例が適用されます。

※ 埋立て等とは

盛土その他土地への堆積する行為
公共工事や宅地等の造成工事における盛土等
建設残土の一時仮置き
砂利採取後の埋め戻し
農地の嵩上げ 等



生活環境を保全するために



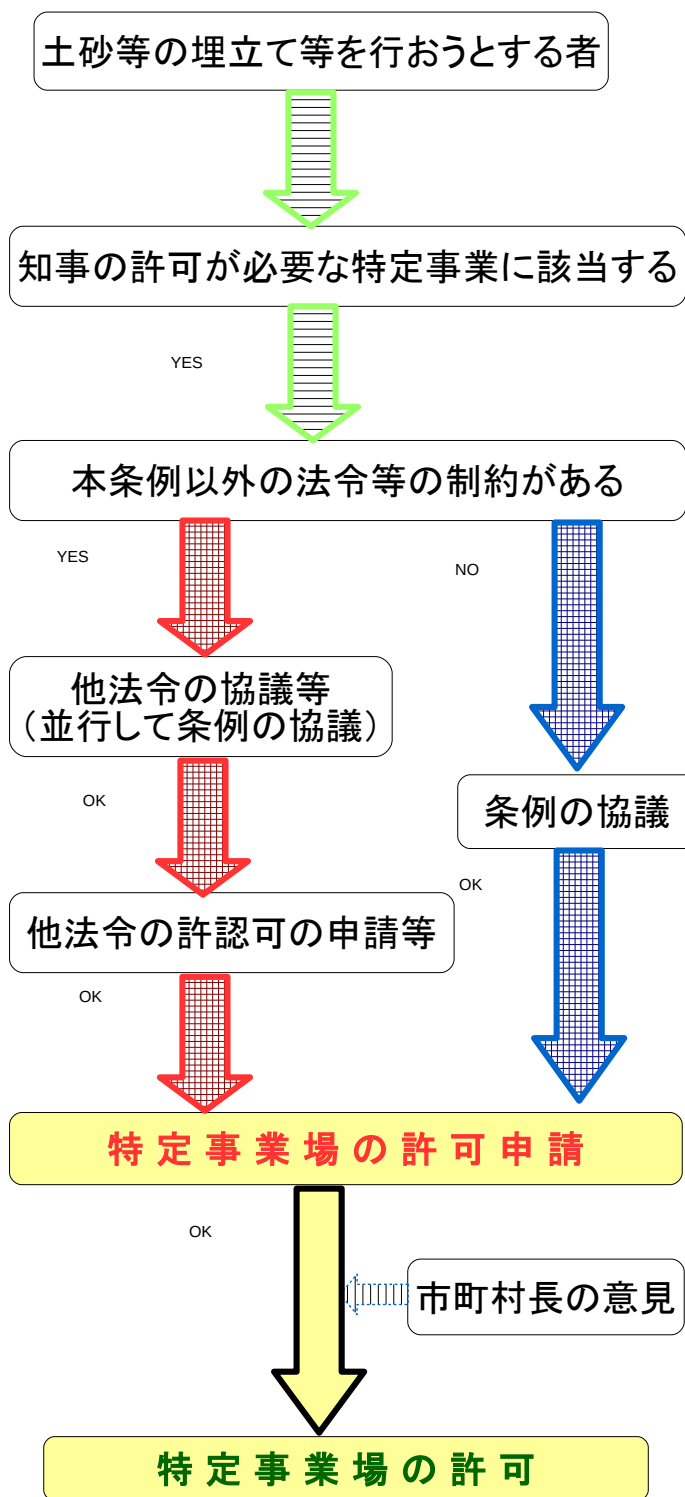
第60条, 第61条に規定する措置命令

土砂等の埋立て等については、面積や規模に関係なく、

- ① 土壌基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したとき
- ② 埋立て区域内の浸透水が水質基準に適合しないことを確認したとき
- ③ 土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがある場合において、生活環境の保全又は住民の生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生じるおそれがあると認める時

知事の措置命令が行われることがあり、命令に違反した者は、罰則が適用されることがあります。

特定事業の許可申請等



土砂等の埋立て等(第2条第14号)

土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。)による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為。ただし、製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料の堆積をする行為その他次の施設における行為を除く。

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設
- ② 汚染された土砂等処理するための施設で知事が指定するもの 等

特定事業場(知事の許可が必要)(第2条第15号)

土砂等の埋立て等に限する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等をする事業であつて、土砂等の埋立て等に限する区域の面積が3,000平方メートル以上であるものをいう。なお、特定事業のうち他の場所への搬出を目的として、土砂等の受け入れと搬出が1年未満の短期間に繰り返されるもの(仮置き場等)を「一時堆積事業」という。

本条例以外の法令等の制約

- ・徳島県土地利用指導要綱の開発行為の承認
- ・国土利用計画法の土地に関する権利の移転等の届出
- ・都市計画法の開発許可
- ・農業振興地域の整備に関する法律の開発行為の許可
- ・農地法の転用許可
- ・森林法の開発許可
- ・自然公園法の行為の許可
- ・自然環境保全法の行為の許可
- ・鳥獣保護法及び狩猟に関する法律の行為の許可
- ・砂防法の行為の許可
- ・地すべり等防止法の行為の許可
- ・国有財産法に基づく用途廃止及び払い下げ
- ・文化財保護法の埋蔵文化財の発掘
- ・土壌汚染対策法 等

適用除外(特定事業のうち知事の許可を必要としない行為)(第62条第2項)

- 1 国、地方公共団体等が行う特定事業
- 2 採石法、砂利採取法等の許認可を受けた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に堆積を行う特定事業(採取後埋め戻しについては適用除外とはならない。)
- 3 非常災害のための必要な応急措置として行う特定事業
- 4 次の施設等の本来の機能を保全するために行う特定事業
 - ① 運動場、駐車場その他これらに類する施設
 - ② 農産物の生産の用に供する農地

特定事業の許可基準等

許可基準(条例第 65 条第 1 項, 第 2 項)

- 1 施工する事務所が設置されること
- 2 特定事業区域内の表土が土壌基準に適合する土砂等であること
- 3 完了時における土砂等の堆積の構造が構造上の基準に適合するものであること
- 4 浸透水を採取するために必要な措置が図られていること
- 5 施工中の災害発生を防止する措置が図られていること
- 6 申請者が、措置命令を受けて措置命令を完了していない者、若しくは許可の取消しを受け 3 年以上を経過していない者、若しくは特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者に該当しないこと

(一時堆積事業にあつては、上記 1, 4, 6 の他に)

- 7 特定事業区域内の表土が土壌基準に適合する土砂等であること(表土と堆積する土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造が土壌・地下水の汚染を防止するものであること)
- 8 特定事業場の構造が構造上の基準に適合するものであること
- 9 採取場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置が図られていること

構造上の基準の適用除外(条例第 65 条第 3 項)

他法令により、防災措置が図られている場合は、3, 5, 8 は適用しない

特定事業許可申請書記載事項(条例第 63 条第 1 項, 第 2 項)

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 特定事業区域及び特定事業に供する施設の位置及び面積
- 3 特定事業場に供する施設の設置計画
- 4 事務所の所在地
- 5 施工を管理する者の氏名
- 6 特定事業区域内の表土の汚染状況についての 1 ヘクタール以内の区域に等分された区域ごとに実施した土壌検査結果
- 7 埋立て、盛土及び堆積に使用される土砂等の量
- 8 施工期間
- 9 事業完了後の特定事業場の構造
- 10 土砂等の採取場所、採取場所ごとの搬入予定量及び搬入計画
- 11 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置
- 12 施工中の災害発生を防止するための措置

(一時堆積事業にあつては、上記 1 から 5, 8, 11 の他に)

- 13 特定事業区域の表土の汚染状況について 1 ヘクタール以内の区域に等分された区域ごとに実施した土壌検査結果(表土と堆積する土壌等が遮断される構造である場合にあつては、その構造)
- 14 一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量
- 15 特定事業場の構造
- 16 採取場所ごとに土砂等を区分するための措置

添付書類

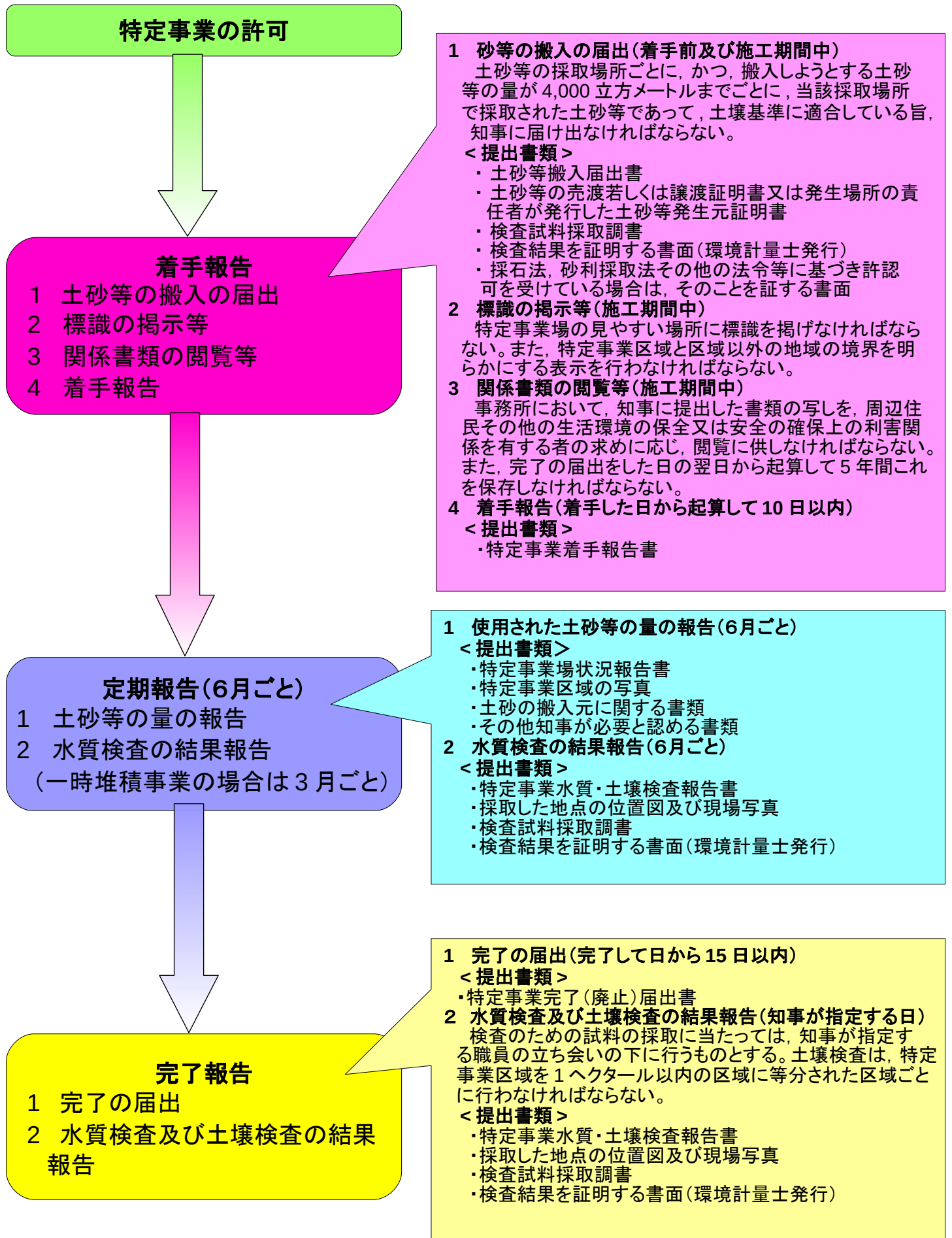
- ① 申請者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)
- ② 特定事業場の位置を明示した図面(縮尺 5 万分の 1 以上)及び周辺見取図
- ③ 計画平面図、計画横断面図
- ④ 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- ⑤ 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあつては、土地の使用権原を証する書類及び土地所有者の計画同意書
- ⑥ 計画実施の妨げとなる権利を有する者の計画同意書
- ⑦ 表土の土壌検査のために土砂等を採取した地点の位置図及び環境計量士発行の土壌検査結果を証明する書面(表土と堆積する土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造)
- ⑧ 土砂等の量の積算計画書
- ⑨ 土砂等の埋立て等の構造安定計算書
- ⑩ 擁壁の断面図
- ⑪ 擁壁がコンクリート構造の場合は、構造計算書
- ⑫ 特定事業区域がすべりやすい地盤又は著しく傾斜している土地である等のため、他法令により一定基準以上の施工が要求される行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面
- ⑬ その他知事が必要と認める書類

○ 許可申請に必要な書類

1	目次												
2	<p>特定事業許可申請書（規則様式第19号）※(1)から(13)は申請書の必要記載事項</p> <p>一時堆積事業許可申請書（規則様式第20号）※(1)から(13)は申請書の必要記載事項</p> <p>◎</p> <p>◎ 氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）及び住所</p> <p>◎ ① 申請者の住民票の写し（法人は登記事項証明書（申請する日前3か月以内）</p> <p>◎ ④ 申請代理人になり得ることを示す書類（代理人が申請する場合）</p> <p>◎ ⑤ 法定代理人の住民票の写し（申請者が未成年の場合）</p> <p>◎ 特定事業の位置及び面積（うち特定事業区域の面積）</p> <p>◎ ① 面積求積図</p> <p>◎ 特定事業場に供する施設の設置計画</p> <p>◎ ① 特定事業に供する施設の設置計画図</p> <p>◎ 特定事業を施工する事務所の所在地</p> <p>◎ 特定事業の施工を管理する者の氏名</p> <p>◎ 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果（申請する日前3か月以内の試料採取）</p> <p>◎ （一時堆積事業の場合は当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">◎</td> <td></td> <td>(検査試料採取地点位置図)</td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td>(現場写真)</td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td>① 表土の土壌検査関係書類</td> <td>(検査試料採取調査書)</td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td>(検査結果を証明する書面)</td> </tr> </table> <p>● ⑤ 遮断構造に関する図面</p> <p>○ 特定事業に使用される土砂等の量</p> <p>○ ② 使用土砂等予定量計算書</p> <p>● 一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量</p> <p>● ② 一時堆積事業の使用土砂等の搬入計画書</p> <p>● ③ 搬入経路図</p> <p>◎ 特定事業の施工期間</p> <p>○ 特定事業が完了した場合の特定事業場の構造</p> <p>○ ② 特定事業が完了した場合の特定事業場の構造に関する図面</p> <p>● 特定事業の構造</p> <p>● ② 計画平面図</p> <p>● ② 計画断面図</p> <p>● ③ 堆積土砂量計算書</p> <p>● ④ 施工中の災害防止施設設計図</p> <p>● ⑤ 施工中の災害防止施設設計図</p> <p>● ⑥ 施工中の災害防止施設に係る計算書</p> <p>○ 特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの土砂等の搬入予定量及び搬入計画</p> <p>○ ① 搬入計画等（特定事業許可申請書別紙）</p> <p>○ ② 搬入経路図</p> <p>◎ 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置</p> <p>◎ ① 浸透水を採取するための施設設計図</p> <p>● 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するための措置</p> <p>● 土砂等を区分するための措置の図面</p> <p>○ 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための措置</p> <p>○ ② 施工中の災害防止施設設計図</p> <p>○ ③ 施工中の災害防止施設設計図</p> <p>○ ④ 施工中の災害防止施設に係る計算書</p> <p>◎ その他規則で定める事項</p>	◎		(検査試料採取地点位置図)	◎		(現場写真)	◎	① 表土の土壌検査関係書類	(検査試料採取調査書)	◎		(検査結果を証明する書面)
◎		(検査試料採取地点位置図)											
◎		(現場写真)											
◎	① 表土の土壌検査関係書類	(検査試料採取調査書)											
◎		(検査結果を証明する書面)											
3	<p>許可申請書の添付書類</p> <p>◎ 特定事業場の位置図</p> <p>◎ 特定事業場及びその付近の見取図</p> <p>○ 特定事業場の計画平面図</p> <p>○ 特定事業場の計画縦断面図</p> <p>○ 特定事業場の計画横断面図</p> <p>◎ 特定事業区域内の土地の登記事項証明書（申請する日前3か月以内）</p> <p>◎ 特定事業に供する施設に係る土地の登記事項証明書（申請する日前3か月以内）</p> <p>◎ 特定事業区域内の土地の公図の写し（申請する日前3か月以内）</p> <p>◎ 特定事業に供する施設に係る土地の公図の写し（申請する日前3か月以内）</p> <p>◎ 土地の使用権原を証する書類</p> <p>◎ 特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書</p> <p>◎ 特定事業（一時堆積事業）区域外土地使用同意書</p> <p>◎ 土地所有者の印鑑登録証明書</p> <p>◎ 特定事業区域内施工同意書</p> <p>○ 埋立て等の構造の安定計算書</p> <p>○ 擁壁の断面図</p> <p>○ 擁壁の構造計算書</p> <p>◎ 構造上の基準の適用除外となる行為に該当することを証する書類</p> <p>◎ 関係法令等の許認可等の許可書等（申請書）の写し</p> <p>◎ その他知事が必要と認める書類</p> <p>◎ 7 事業計画概要書（施工計画書、工程表、特定事業に係る土地の明細表、工事の経歴等及び資金計画書、関係法令等の許認可等一覧表、納税証明書、融資証明書、残高証明書等）</p> <p>◎ イ 特定事業許可申請に係る申告書</p> <p>◎ ウ 特定事業場の写真</p> <p>◎ エ その他</p>												

- ◎ 特定事業及び一時堆積事業
- 特定事業のみ
- 一時堆積事業のみ

特定事業者の義務



土壌基準 (条例第58条, 施行規則第35条別表5)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2, 55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法(規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。)付表1に掲げる方法
リン 有機燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。)付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7a)又はb)に定める操作を行うものとする。)
ヒ素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であり、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地(田に限る。)である場合においては、土砂等1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものについては、規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものについては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3及び排水基準告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地(田に限る。)である場合において、土砂等1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成九年環境庁告示第10号。以下「地下水基準告示」という。)付表に掲げる方法
1.2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1.1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1.2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体については規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体については規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
1.1.1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1.1.2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1.3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の67.2, 67.3又は67.4に定める方法
フッ 素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化合物が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、リン酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)(注(2)第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1.4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	環境基準告示付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものについては、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号。以下「土壌基準告示」という。)付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 3 この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 1・2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度との和とする。

水質基準 (条例第59条, 施行規則第36条別表6)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は環境基準告示付表1に掲げる方法
リン 有機燐	検出されないこと。	排水基準告示付表1に掲げる方法
鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の①～③に掲げる場合にあつては、それぞれ①～③に定めるところによる。) ①規格K0102の65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50ミリメートルの吸収セルを用いること。 ②規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格K0102の65.の備考11のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(1リットルにつき0.02ミリグラム)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70パーセント以上120パーセント以下であることを確認すること。 ③規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 ②に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
ヒ素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	1リットルにつき0.005ミリグラム以下	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地(田に限る。)である場合において、1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の52(規格K0102の52.1に定める方法を除く。)に定める方法
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1.5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	地下水基準告示付表に掲げる方法
1.2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下	規格K0125の5.1.5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1.1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125の5.1.5.2又は5.3.2に定める方法
1.2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては規格K0125の5.1.5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1.5.2又は5.3.1に定める方法
1.1.1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1.1.2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム以下	規格K0125の5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1.3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1.5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム以下	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125の5.1.5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
フッ 素	1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化合物が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、リン酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)(注(2)第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表7に掲げる方法
ほう素	1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1.4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	環境基準告示付表第8に掲げる方法

備考

- この表の項目の欄に「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- この表の基準値の欄に「検出されないこと。」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 土壌基準告示付表に定める方法によりろ過して検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 1.2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1.5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1.5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度との和とする。

構造上の基準の適用除外となる行為(条例第65条, 規則第41条 別表第7)

- 1 砂防法(明治30年法律第29号)第4条第1項の規定に基づき許可を要する行為
- 2 土地改良法の規定に基づく土地改良事業
- 3 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条第1項の規定による許可を要する行為
- 4 港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の規定による許可を要する行為
- 5 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項及び第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の規定による許可を要する行為
- 6 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の規定による承認並びに同法第32条第1項及び第91条第1項の規定による許可を要する行為
- 7 土地区画整理法の規定に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による許可を要する行為
- 8 都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項の規定による許可を要する行為
- 9 海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項及び第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 10 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の規定による許可を要する行為
- 11 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 12 河川法(昭和39年法律第167号)第26条第1項, 第27条第1項, 第29条第1項, 第55条第1項及び第57条第1項の規定による許可を要する行為
- 13 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項及び第2項の規定による許可並びに同法第59条第4項の規定による許可を要する行為
- 14 都市再開発法の規定に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による許可を要する行為
- 15 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による許可を要する行為
- 16 都市緑地保全法(昭和48年法律第72号)第5条第1項の規定による許可を要する行為
- 17 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の規定による許可を要する行為

構造上の基準(条例第65条, 規則第40条 別表第8)

- 1 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層又は軟弱地盤のある層があるときは, その地盤にすべり又は沈下が生じないよう打ち, 土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜している土地において特定事業を施工する場合にあっては, 特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように段切りその他の措置が講じられていること
- 3 土砂等の埋立て等の高さ(特定事業により生じたのり面(擁壁を用いる場合にあっては, 当該擁壁の部分を除く。以下同じ。)と上端との垂直距離をいう。以下同じ。)及びのり面の勾配は, 次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ, それぞれ同表の土砂等の埋立て等の高さの欄及びのり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分	土砂等の埋立て等の高さ		のり面の勾配
	安定積算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
砂, 礫, 砂礫, 礫質土, 通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	安定積算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平1.8メートル(土砂等の埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあっては, 1.5メートル)以上の勾配
その他	5メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
その他	安定計算を行い, 安全が確保される高さ		安定計算を行い, 安全が確保される勾配

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は, 宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 5 土砂等の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては, 土砂等の埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け, 当該段及びのり面には雨水その他の地表水によるのり面の崩壊を防止するための排水溝の施設が設置されていること。
- 6 特定事業の完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ, 沈下又は崩壊が生じないように締め固めその他の装置が講じられていること。
- 7 のり面は, 石張り, 芝張り, モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 特定事業区域(のり面を除く。)は, 利用目的が明確である部分を除き, 芝張り, 植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

一時堆積事業の構造上の基準(条例第65条, 規則第40条 別表第9)

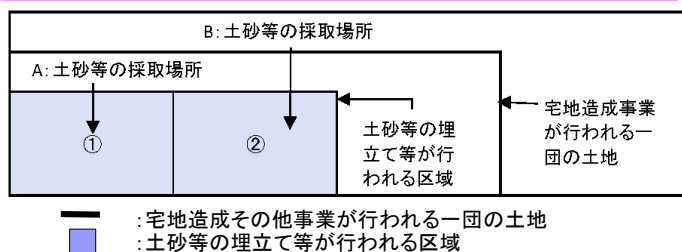
- 1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に, 次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ, それぞれ同表の右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

5ヘクタール未満	5メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	10メートル以上
10ヘクタール以上20ヘクタール未満	20メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

- 2 土砂等のたい積の高さが3メートル以下であること。
- 3 土砂等のたい積ののり面の勾配は, 垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。

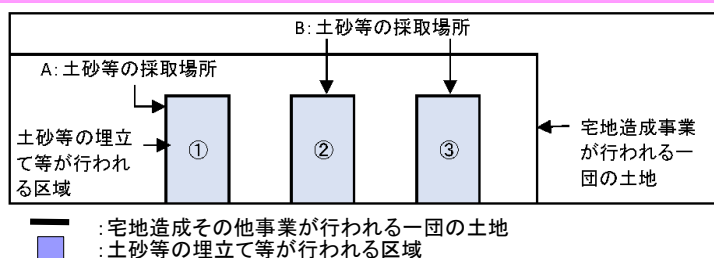
特定事業区域の考え方

例1 1箇所の土砂等の埋立て等が行われる場合



- 1 許可不要
一団の土地(宅地造成事業の開発区域)内Aから採取した土砂等を使用した土砂等の埋立て等の場合
- 2 許可が必要
一団の土地の区域外の場所Bから採取した土砂等を使用した土砂等の埋立て等の場合であって, 土砂等の埋立て等の面積が, 3000m²以上の場合は, 許可が必要
・①と②が明確に分かれる場合, 対象は②
・①と②の区分が難しい場合, 対象は①+②

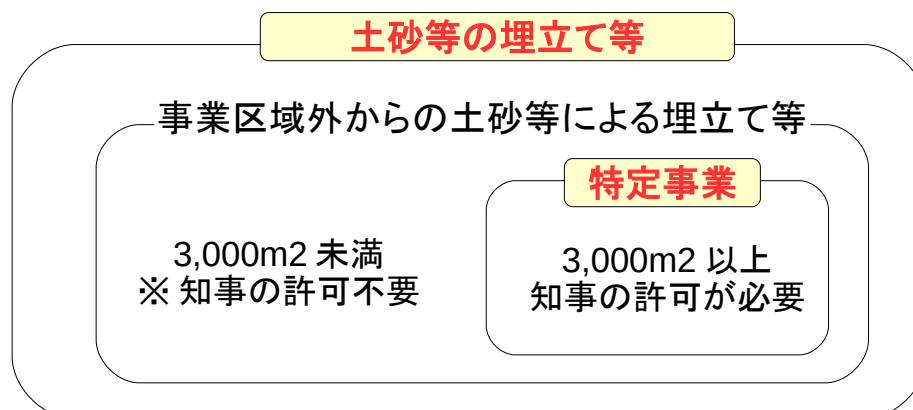
例2 複数の土砂等の埋立て等が行われる場合



- 1 許可不要
一団の土地(宅地造成事業の開発区域)内Aから採取した土砂等を使用した土砂等の埋立て等の場合
- 2 許可が必要
一団の土地の区域外の場所Bから採取した土砂等を使用した土砂等の埋立て等の場合であって, 複数の土砂等の埋立て等の合計面積(②+③)が, 3000m²以上の場合は, 許可が必要
・A→①が明確な場合, ②+③
・A→①が不明確な場合, ①+②+③

徳島県生活環境保全条例の概要
(土砂等の埋立て等に関する環境保全)

<p>目的</p>	<p>土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止し、もって生活環境の保全を図るとともに県民の生活の安全を確保する。</p>	
<p>規制の対象となる行為</p>	<p>土砂等の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為で埋立て等の面積は問わない。</p>	<p>特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による、土砂等の埋立て等をする事業で、その区域の面積が3,000平方メートル以上であるもの。</p>
<p>規制の内容</p>	<p>① 土壌基準に適合しない土砂等を使用して土砂等の埋立て等をし、又はそのために土地を提供してはならない。 ② 土砂等の埋立て等をする者及びそのために土地を提供した者は、土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>① 特定事業を行う者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。 ② 許可を受けた者は、 ・ 土砂等の搬入の届出 ・ 土砂等の量の報告 ・ 土壌検査、水質検査の報告等を行わなければならない。</p>
<p>規制の対象となる者</p>	<p>① 土砂等の埋立て等を行う者 ② 土砂等の埋立て等に供する土地の所有者等</p>	<p>① 特定事業を行う者</p>
<p>知事の措置命令</p>	<p>① 土砂等の埋立て等の停止 ② 汚染状態の調査等 ③ 土壌汚染及び水質汚濁防止措置 ④ 災害(崩落、飛散もしくは流出)防止措置</p>	
<p>罰則</p>	<p>最高1年以下の懲役又は100万円以下の罰金</p>	
<p>施行日</p>	<p>土砂等の埋立て等に関する環境保全が平成17年10月1日から施行</p>	



※ 市町村の定める条例で3,000m2未満でも許可等が必要な場合があります。

<お問合せ先>

徳島県危機管理環境部環境管理課 土砂・環境影響担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-2276

ファクシミリ 088-621-2847

メールアドレス kankyokanrika@pref.tokushima.jp

徳島県ホームページ <http://www.pref.tokushima.jp/>

